

○糸島市総合教育会議傍聴人規則

平成27年3月27日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の場所)

第3条 会議の傍聴は、所定の傍聴席でなければならない。

2 傍聴人は、傍聴席以外の場所に立ち入ってはならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の制限)

第5条 市長は、傍聴席が満員となったときは、会議の傍聴を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話その他の通信機器等の電源を切ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、市長又は係員の指示に従わなければならない。

(写真等の撮影又は録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会議において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に市長の許可を受けた者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、次に掲げる場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会議の途中において、会議が非公開となったとき。
- (2) この規則の規定に違反し、市長から退場を命じられたとき。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会議において定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。